

手 当 等 の 一 覧 表

(令和8年4月1日現在)

名称	支給対象	支給額	支給月	所管課名
敬老金（市）・敬老祝い品（県）	8月1日現在で以下に該当し、市内に居住する方 ・米寿（数え88歳） ・白寿（数え99歳） ・数え100歳以上	市 ・米寿 10,000円 ・白寿及び数え100歳以上 30,000円 県 数え100歳 記念品	8月 9月	市・県・国の制度 高齢障がい支援課
老人の日記念品（国）	大正15年4月1日から昭和2年3月31日までに出生し、令和8年9月1日現在で存命の方	国 お祝い状及び記念品	9月	
特別障害者手当（20歳以上） ※社会福祉施設入所者、3か月以上の長期入院者を除く。	身体障がいと知的障がいを合併している者で常時特別の介護を必要とする方 身体障がい又は知的障がいであって常時特別の介護を必要とする方 精神障がい、肝臓又は血液疾患等で常時特別の介護を必要とする方	A 月額 37,300円 B 月額 31,500円 C 月額 30,450円	5月 8月 11月 2月	国の制度 高齢障がい支援課 ※ 左記金額には次の県特別障害者等手当を含む。 特別障害者手当 A種 6,850円 B種 1,050円 その他 A種 6,900円 B種 1,150円
経過的福祉手当（20歳以上） ※社会福祉施設入所者を除く。	従来の福祉手当受給者のうち特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない方	※ 所得制限あり A 月額 23,460円 B 月額 17,710円 C 月額 16,560円		
障害児福祉手当（20歳未満） ※社会福祉施設入所者を除く。	1級の身体障がい児 2級の身体障がい児の一部（常時介護が必要な者） IQ20以下の知的障がい児	A 月額 23,460円 B 月額 17,710円 C 月額 16,560円		
在宅重度障害者手当 ※社会福祉施設入所者、3か月以上の長期入院者を除く。	1級～2級の重度身体障がい者 IQ35以下の知的障がい者 3級の身体障がい者でIQ50以下の合併症の方 ※65歳以上で初めて障害者手帳を取得された方を除く。	・1種重度障がい者 月額 15,950円 ・2種重度障がい者 月額 6,950円	4月 8月 12月	県の制度 高齢障がい支援課
心身障がい者扶助料	①身体障がい者手帳所持者 ②療育手帳所持者 ③介護保険法の要介護4・5 ④精神保健福祉手帳所持者 ※社会福祉施設入所者は除く。 ※特定疾病り患者扶助料との重複受給は不可	・①1～3級 ②全員 ③全員 ④1級 月額 6,500円 ・①及び②のうち福祉手当受給者 ④2級 月額 4,300円 ・①4～6級 ④3級 月額 3,400円	9月 3月	市の制度 高齢障がい支援課
特定疾病り患者扶助料	①愛知県の特定期間医療費助成制度を受けている方 ②愛知県の特定疾患医療給付制度を受けている方 ③愛知県の小児慢性特定疾病医療費助成制度を受けている方 ※社会福祉施設入所者は除く ※心身障がい者扶助料との重複受給は不可	月額 6,500円	9月 3月	市の制度 高齢障がい支援課

名称	支給対象	支給額	支給月	所管課名
児童手当	高校卒業（18歳に達する年度の3月31日）までの児童を養育している方 ※申請の翌月分から対象、所得制限なし	・ 0～3歳未満：15,000円（第3子以降30,000円） ・ 3歳以上～高校生年代まで：10,000円（第3子以降30,000円）	偶数月	国の制度 こども若者支援課
児童扶養手当	離婚等で父か母がいらないか、父か母が重度の障がい（1～2級程度）などの状態にある18歳以下の児童（一定の障がいがある場合は20歳未満）を監護養育している方 ※申請の翌月分から対象、所得制限あり	全部支給の場合 ・ 児童1人…46,690円 ・ 児童2人…57,720円 一部支給の場合 所得に応じて変動 ※監護養育する児童が1人増すごとに加算あり	奇数月	国の制度 こども若者支援課
特別児童扶養手当	重度又は中度の心身障がい児（20歳未満）を監護養育している方 ※申請の翌月分から支給、所得制限あり	・ 1級（療育手帳A判定、身体障害者手帳1・2級程度） 月額 58,450円 ・ 2級（療育手帳B判定、身体障害者手帳3・4級（一部）程度） 月額 38,930円	4月 8月 11月	国の制度 高齢障がい支援課
愛知県遺児手当	県内に住所があり、離婚等で父か母がいらないか、または、父か母が重度の障がいなどの状態にある18歳以下の児童を監護養育している方 ※申請月から対象、所得制限あり	児童1人につき 1～3年目 月額4,350円 4・5年目 月額2,175円 6年目以降 支給対象外 ※支給停止の期間も含む ※以前受給資格を喪失した方はこの限りでない	5月 7月 9月 11月 1月 3月	県の制度 こども若者支援課
大府市遺児手当	市内に住所があり、離婚等で父か母がいらないか、または、父か母が重度の障がいなどの状態にある18歳以下の児童を監護養育している方 ※申請月から対象、所得制限あり	児童1人につき月額3,500円対象期間：申請開始から5年間 6年目以降 対象外 ※支給停止の期間も含む ※以前受給資格を喪失した方はこの限りでない	5月 11月	市の制度 こども若者支援課
母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金	就職やスキルアップのため、事前に指定を受けた講座を受講する母子家庭の母及び父子家庭の父で、下記要件をすべて満たす方 ・ 市内在住の20歳未満の児童を扶養している方 ・ 母子・父子自立支援プログラム策定等を受けている方 ・ 講座を受講することが適職に就くために必要と認められる方 ・ 過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない方 ※事前相談必要	【雇用保険非該当者】 対象講座の受講料の60%相当額（上限200,000円、下限12,001円） ※専門実践教育訓練給付金対象講座を受講する場合（上限400,000円×修業年数最大1,600,000円）なお受講終了後1年以内に資格取得し、かつその資格を活かした就職等した場合は25%の追加支給あり 【雇用保険該当者】 上記の金額から雇用保険からの給付金額を差し引いた額	受講 終了後	国の制度 こども若者支援課

名称	支給対象	支給額	支給月	所管課名
母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等	就職や転職のため、養成機関に6か月以上の通学をする母子家庭の母及び父子家庭の父で、下記要件を全て満たす方 ・市内在住の20歳未満の児童を扶養している方 ・児童扶養手当受給者または本人所得が所得制限未満の方 ※所得水準超過1年以内であれば支給対象 ・適職に就くために対象資格を取得することが必要と認められる方 ・仕事（育児）と修学との両立が困難と認められる方 ・過去に高等職業訓練促進給付金を受給していない方 ※事前相談必要	・高等職業訓練促進給付金 全期間（上限48月） 住民税非課税世帯 月額 100,000円 住民税課税世帯 月額 70,500円 ※修学最終の12か月は、月額40,000円加算 ・高等職業訓練修了支援給付金（1回のみ） 住民税非課税世帯 50,000円 住民税課税世帯 25,000円	毎月 受講終了後	国の制度 こども若者支援課
災害見舞金	震災・風水害、火災、水難死亡事故等で災害を受けた方	・死亡見舞金 1級 200,000円 2級 100,000円 ・物損見舞金 1級 160,000円 2級 80,000円 3級 30,000円	災害が発生したその都度	市の制度 地域福祉課
在日外国人福祉給付金	制度上無年金となっている外国人の高齢者及び重度心身障がい者	・高齢者 月額10,000円 ・障がい者 月額20,000円	9月 3月	市の制度 地域福祉課
災害弔慰金	自然災害により死亡した市民の遺族 ※災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に規定する自然災害が対象	・死亡者が支給対象者の主たる生計者であった場合 5,000,000円 ・上記以外 2,500,000円	災害が発生したその都度	市・県・国の制度 地域福祉課
災害障害見舞金	自然災害により精神又は身体に著しい障がい（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断当）を受けた市民 ※災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に規定する自然災害が対象	・支給対象者が、負傷当時属する世帯の主たる生計者であった場合 2,500,000円 ・上記以外 1,250,000円	災害が発生したその都度	市・県・国の制度 地域福祉課
被災者生活再建支援金	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた方で、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない被災世帯	・基礎支援金 住宅の被害の程度（①全壊、②半壊解体・敷地被害解体、③大規模半壊、④中規模半壊のいずれか）による。 ・加算支援金 基礎支援金に加え、住宅の再建方法（建設・購入、補修、賃借）により支給 ※両支援金とも複数世帯・単数世帯により金額の差異あり	災害が発生したその都度	市・県・国の制度 地域福祉課

負担の軽減等一覧表

(令和8年4月1日現在)

区分	内容	対象者	手続き
所得税の軽減	令和7年分所得税について ・障害者控除(本人が障がい者) 障がい者は、自身の障がい程度により、障害者控除270,000円又は特別障害者控除400,000円を申告により所得から控除 ・障害者控除(扶養親族等が障がい者) 障がい者を扶養する方は、被扶養者の障がい程度により、障害者控除270,000円又は特別障害者控除400,000円を申告により所得から控除 ・同居加算 同一生計配偶者又は扶養親族が特別障がい者に該当し、かつ納税者又はその配偶者若しくは納税者と生計を一にするその他の親族いずれかとの同居を常況としている場合、同居の加算額として350,000円を所得から控除	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい ねたきり老人及び 戦傷病者のいる家庭	勤務先の事業所で年末調整又は半田税務署で所得税の確定申告(証明書の提出、手帳の提示)
地方税 (市民税県民税) の軽減	令和8年度市民税県民税について ・障害者控除(本人が障がい者) 障がい者は、自身の障がい程度により、障害者控除260,000円又は特別障害者控除300,000円を申告により所得から控除。また、前年分の所得が1,350,000円以下の障がい者は、市民税県民税が申告により非課税 ・障害者控除(扶養親族等が障がい者) 障がい者を扶養する方は、被扶養者の障がい程度により、障害者控除260,000円又は特別障害者控除300,000円を申告により所得から控除 ・同居加算 同一生計配偶者又は扶養親族が特別障がい者に該当し、かつ納税者又はその配偶者若しくは納税者と生計を一にするその他の親族いずれかとの同居を常況としている場合、同居の加算額として230,000円を申告により所得から控除	同上	税務課で市民税県民税の申告(証明書の提出、手帳の提示) ※上記所得税の軽減手続きを行ってれば、税務課での手続きは不要
自動車税種別割及び 軽自動車税種別割の 減免	令和8年度市民税県民税について ・障害者控除(本人が障がい者) 障がい者は、自身の障がい程度により、障害者控除260,000円又は特別障害者控除300,000円を申告により所得から控除。また、前年分の所得が1,350,000円以下の障がい者は、市民税県民税が申告により非課税 ・障害者控除(扶養親族等が障がい者) 障がい者を扶養する方は、被扶養者の障がい程度により、障害者控除260,000円又は特別障害者控除300,000円を申告により所得から控除 ・同居加算 同一生計配偶者又は扶養親族が特別障がい者に該当し、かつ納税者又はその配偶者若しくは納税者と生計を一にするその他の親族いずれかとの同居を常況としている場合は、同居の加算額として230,000円を申告により所得から控除	同上	税務課で市民税県民税の申告(証明書の提出、手帳の提示) ※上記所得税の軽減手続きを行ってれば、税務課での手続きは不要

区分	内容	対象者	手続き
郵便料の免除	点字出版物郵便は無料	視覚障がい者	郵便局
福祉タクシー料金の助成券の交付	①重度障がい者に初乗料金を助成（自動車税の減免を受けている人と人工透析通院費助成者は除く。）するためのタクシー券を交付 年間24枚（リフト付きは年間12枚） ②要介護3・4・5認定者に、リフト付タクシー券を交付 年間24枚	重度身体障がい者 重度知的障がい者 要介護3・4・5認定者	高齢障がい支援課
タクシー初乗り料金の助成券の交付	市内在住かつ在宅の80歳以上の高齢者にタクシー初乗り料金の助成券を交付 年間24枚	80歳以上の者	高齢障がい支援課
J R 運賃の割引	割引率は5割 ①普通乗車券 第1種障がい者は単独又は介護者とともに、第2種障がい者は単独で乗車する場合（単独の場合は100kmを超える区間に限る） ②定期乗車券 第1種障がい者及び12歳未満の第2種障がい者が介護者とともに乗車する場合 ③回数乗車券、急行券 第1種障がい者が介護者とともに乗車する場合	身体障がい者 第1種・第2種 知的障がい者 第1種・第2種 精神障がい者 第1種・第2種	J R
J R 無賃乗車船券類引換証（特急・急行券）の交付	交付枚数は、障がいの程度によって異なる。	特別項症から第4目症までの戦傷病者	J R
J R 定期運賃の割引	通勤定期運賃3割引（通学定期は対象外）	児童扶養手当受給世帯	こども若者支援課で証明発行
私鉄運賃の割引	各私鉄で定める。	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者	各私鉄営業所
航空旅客運賃の割引	各航空会社で定める。	身体障がい者 知的障がい者等	各航空会社支店、営業所及び指定代理店
有料道路通行料金の割引	通勤、通学、通院等の日常活動のため有料道路を通行する場合 ①適用範囲…全都道府県 ②割引率…50%以内	(1) 自ら運転をする場合…身体障がい者（障がい程度及び部位は問わない。） 介護者が運転をする場合…第1種身体障がい者、第1種知的障がい者	高齢障がい支援課

区分	内容	対象者	手続き
NHK受信料の免除	全額免除 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方がいる世帯で、世帯員全員が市民税非課税であること。 半額免除 ・視覚・聴覚障がい者及び1・2級の身体障害者手帳又はA判定の療育手帳又は1級の精神障害者保健福祉手帳所持者及び第1款症（旧7項症）以上の戦傷病者が世帯主の場合（ただし、戦傷病者については県障がい援護課長が認める場合）	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 戦傷病者	高年齢障がい支援課
身体障がい者用自動車改造費の補助	上肢、下肢、体幹機能障がい者が就労等のために自動車を運転する場合、その自動車の改造に要する経費を補助する。（※所得制限あり） 限度額…100,000円	身体障がい者	高年齢障がい支援課
住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額	新築された日から10年以上経過した住宅で、一定の要件を満たした場合には、令和9年度分の対象住宅に係る固定資産税額の3分の1に相当する額を減額。 ・工事完了後3か月以内に申告が必要 ・減額措置の適用は一回限り 《要件の概要》 ①1戸当たりのバリアフリー改修工事費の自己負担額が500,000円超 ②申告時に、65歳以上の方、要介護・要支援者、障がい者のうち、いずれかに該当する方が居住していること。 ③浴室、便所の改修、手すりの設置、段差解消等の住宅改修工事が行われていること。 ④改修後の住宅の床面積が40㎡以上240㎡以下（令和8年3月31日までに改修工事が完了した住宅については50平方メートル以上280平方メートル以下）であること。 ⑤令和8年12月31日までに工事が完了していること。	住宅の持ち主	税務課